
一般社団法人 日本免疫・細胞治療学会 定款

平成26年10月28日 作成
平成26年10月28日 公証人認証
平成26年10月28日 法人設立
平成27年6月13日 改訂
平成28年6月11日 改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本免疫・細胞治療学会と称する。英文では、The Japan Society of Immunotherapy and Cell Therapy (J-SICT) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、細胞・再生医療等の基礎研究とその実用化を推進し、会員相互の知識および意見の交換をはかり、国内外の関連学術団体との交流を行うことにより医学および医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会及び研究会などの開催
- (2) 国内外の関連学術団体との協力、連携
- (3) 関係行政機関との連絡、調整
- (4) 細胞・再生医療等に係る医療従事者・技術者等の育成等に関する事業
- (5) 認定再生医療等委員会の設置、運営
- (6) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び国外で行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業又は活動を賛助するために入会した個人又は団体

(資格の取得)

第6条 新たにこの法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した際にその資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費が2年間以上継続して、納入されなかったとき
- (3) 該当会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。但し、決議の前に本人またはその代理人に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員の義務を怠ったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を損失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の

社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 計算書類等の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会員の除名
- (5) 解散
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。その他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的記録による議決権の行使を認める場合には2週間前までにその通知を発することとする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき、1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 会員の除名
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 委員会

(委員会)

第20条 この法人には、会務執行のため、理事会の決議により、委員会を設置する。

2 各委員会の委員は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定される。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、その他の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとする。再選は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

3 理事又は監事は、第28条に定める最少定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害の一部免除)

第28条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 会長、次期会長

(設置)

第29条 この法人に、会長1名、次期会長1名を置く。

(職務)

第30条 会長は、学術総会を主宰する。

2 次期会長は、会長を補佐し、次年度会長として学術総会を主宰する。

3 会長に事故があったとき又は欠けたときは、理事会の議決を経て、次期会長が会長の職務代行を行う。

(選任)

第31条 会長、次期会長は、理事会で理事又は一般会員の中から理事会が選出し社員総会の承認を受けるものとする。

3 監事の職にあるものが会長又は次期会長に選任された場合は、監事を辞任することとする。

(任期)

第32条 会長及び次期会長としての任期は、選任された翌年に開催される学術総会の終結の時までとする。

第8章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び委員の選定及び解職

(4) 社員の選定

(5) この法人の運営に必要な規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 資産および会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び使用人を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第11章 顧問

(顧問)

第42条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第43条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事に対し、意見を述べることができる。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第47条 この法人の公告は、電子公告にて行う。ただし、やむを得ない理由により、

前項の公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 補 則

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

2 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名又は名称 (五十音順)	住所
岡本 正人	(記載省略)
柴田 昌彦	(記載省略)
杉山 保幸	(記載省略)
鈴木 弘行	(記載省略)
辻谷 俊一	(記載省略)
山下 直秀	(記載省略)

3 この法人の設立時理事及び設立時監事は、設立時社員の過半数の議決により選任する。

4 この法人の設立時理事長は、設立時理事の互選によって選定する。

5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、設立時社員の過半数の議決により決定する。

6 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、設立時社員の過半数の議決により決定する。

7 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。